

市第 77 号議案 横浜市診療所における専属の薬剤師の配置の基準に
関する条例の制定 説明資料

1 制定の経緯

平成 23 年 8 月 30 日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号。「第 2 次一括法」）」により、「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）」が改正され、診療所における専属の薬剤師の配置の基準について、都道府県、保健所を設置する市及び特別区が医療法施行規則（昭和 23 年省令第 50 号）で定める基準を基本として、条例で定めることとされました。

施行期日の経過措置が平成 25 年 3 月末で満了することから、条例を平成 25 年 4 月 1 日までに定めて施行する必要があります。

2 省令が定める内容

「専属の薬剤師の配置の基準」

医師が常時 3 人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととする。

3 条例案の基本的な考え方

省令で定める基準が条例の内容を直接的に拘束する「従うべき基準」であることから、省令で定める基準に沿った条文としています。